# 厚生常任委員会資料

令和 5 年 7 月 1 9 日 福祉保健部

## 【その他報告事項】

- 1 令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数について 3-6ページ
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染状況等について

#### 令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数について

#### こども家庭課

#### 1 児童虐待に関する相談対応件数

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
<132. 4%>	<88. 3%>	<180.0%>	<121. 4%>	<141.6%>	<96. <b>4</b> %>	<97. 9%>	<109. 5%>
715	631	1, 136	1, 379	1, 953	1, 883	1, 843	2, 019

<sup>(</sup>注) 上段< >内は、対前年度比である。

#### (参考) 全国の虐待に関する相談対応件数

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
<116. 1%>	<118. 7%>	<109. 1%>	<119.5%>	<121. 2%>	<105. 8%>	<101.3%>	+ // =
103, 286	122, 575	133, 778	159, 838	193, 780	205, 044	207, 660	未公表

(注) 上段< >内は、対前年度比である。

#### 2 虐待の経路別相談件数

(注)上段( )内は、構成比である。3以下についても同様。

		家族									
総数		=L	親戚	近隣 知人	児童 本人	児童 委員					
	父親	母親	その他	父親	母親	その他	計				
(100%)	(0.0%)	(1.9%)	(0.0%)	(1.1%)	(1.7%)	(1.4%)	(6.2%)	(1.9%)	(12.9%)	(0.8%)	(0.0%)
2,019	0	38	1	23	35	28	125	38	261	16	0

	都道府県		市町村		医療	児童福祉施設等		学校等			
警察等	児童 相談所	その他	福祉 事務所	保健 セン ター	その他	機関	保育所	その他	学校	その他	その他
(46.6%)	(3.1%)	(0.3%)	(11.0%)	(0.0%)	(1.6%)	(1.2%)	(0.7%)	(2.1%)	(8.5%)	(0.5%)	(2.6%)
940	63	7	222	0	32	24	14	43	172	10	52

(注) 都道府県の「児童相談所」は、他の児童相談所から移管を受けたケースなど。 都道府県の「その他」は、福祉事務所など。 市町村の「その他」は、町村役場の児童福祉担当課など。 学校等の「その他」は、幼稚園、教育委員会など。

#### 3 虐待の相談種別

	総数	身体的虐待	性的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待
4 年度	(100.0%)	(25.3%)	(1.2%)	(18.0%)	(55.4%)
4 牛皮	2,019	511	25	364	1,119
(参考)	(100.0%)	(31.4%)	(1.4%)	(17.9%)	(49.4%)
3年度	1,843	579	25	329	910

(虐待の定義) ○ 身体的虐待:殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど

○ 性的虐待:子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど

○ 保護の怠慢、拒否:食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど

○ 心理的虐待:言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目前でのDVなど

#### 4 主な虐待者

総数	:	父	<del>I</del>	<b>3</b>	その他
下心 女人	実 父	実父以外	実 母	実母以外	<b>での他</b>
(100.0%)	(42.9%)	(6.4%)	(47.9%)	(0.2%)	(2.6%)
2,019	867	129	967	4	52

(注) 「その他」は、祖父母、兄弟姉妹、おじおばなど

#### 5 被虐待児童の年齢構成

総	総 数 0~3歳未		3歳~6歳	7歳~12歳	13歳~15歳	16歳~18歳
(100.	0%)	(21.7%)	(25.4%)	(34.1%)	(13.7%)	(5.1%)
2,019		438	513	688	277	103

#### 6 相談対応件数が増加傾向にある主な要因

児童虐待死亡事件の全国的な報道等による関心の高まりや、児童相談所への無料直通ダイヤル「189」 (いちはやく)など、相談窓口・方法の周知が進んだこと、警察や学校などの関係機関等による通告の徹底 が図られたことが考えられる。

#### 7 今後の対応

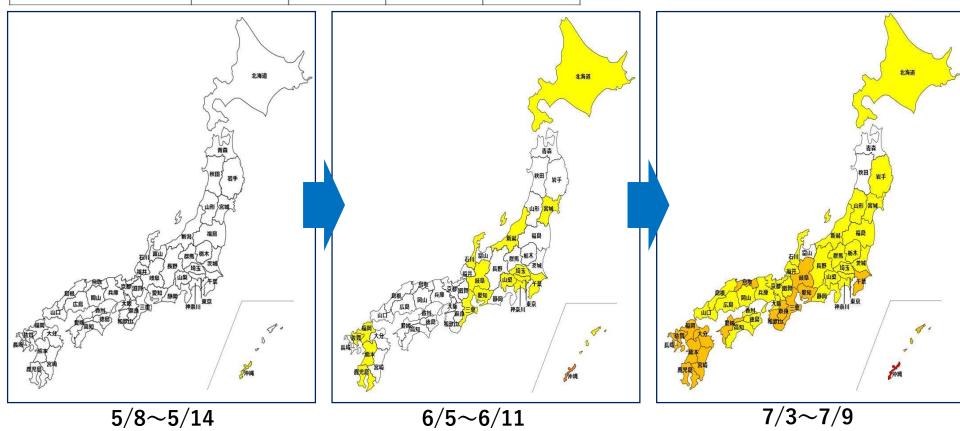
多様化・複雑化する児童虐待や相談内容に適切に対応するため、児童相談所の体制強化を引き続き進めるとともに、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置を市町村に促すことにより、県全体の児童虐待防止体制の強化を図る。

#### 新型コロナウイルスの感染状況等について

感染症対策課

## 全国の感染状況

区分	黄	オレンジ	赤	紫
定点当たりの報告数	5	10	2 0	5 0



全国の定点当たりの報告数:2.63 全国の定点当たりの報告数:5.11 全国の定点当たりの報告数:5.11

全国の定点当たりの報告数:9.14

## 全国的に感染が拡大!

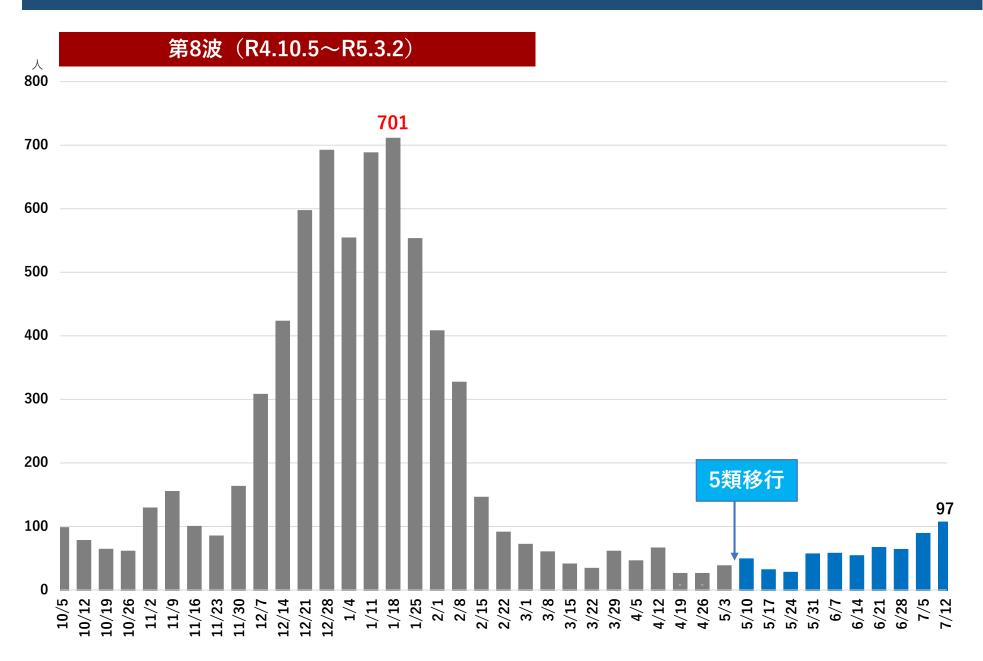
### 定点当たりの報告数

#### 第8波(R4.10.5~R5.3.2)



※ 定点医療機関からの報告数÷58定点医療機関。5類移行前(定点把握前)の数値は参考値

## 入院患者数



※ 毎週水曜日時点の県内の医療機関からの報告数

## 県内におけるオミクロン株「XBB」系統の状況

#### ■ゲノム解析結果

解析日	解析検体数	BA.2系統	BA.5系統	XBB系統	XBB系統 の割合	備考
6月9日	29	3	3	23	79.3%	5月24日~5月31日検体採取分
6月16日	29	2	1	26	89.7%	5月31日~6月8日検体採取分
6月23日	39	1	1	37	94.9%	6月5日~6月15日検体採取分
6月30日	55	2	0	52	94.5%	6月12日~6月22日検体採取分
7月7日	39	2	0	37	94.9%	6月22日~6月29日検体採取分

県内でも、免疫逃避が起こる可能性のある 「XBB」系統に置き換わっている状況!

### 県の対応

#### 必要な医療提供体制の確保

○重症及び重症化のおそれがある患者用の病床

確保病床数

184床

○外来対応医療機関の拡充

	4月11日時点	7月10日時点	
①外来対応を行う医療機関のうち、 内科・耳鼻科・小児科標榜の医療機関	422		り身近な医療
②うち、かかりつけ患者に限らず、広く外来対応を 行うことを公表する医療機関(②÷①)	179 (42%)	408 (87%)	関での受診が 可能に!

- ○高齢者施設等への対応
  - ・職員を対象とした頻回検査の実施(集中的検査)
  - ・事業継続支援(かかり増し経費への支援)
  - ・往診体制の強化(往診を行う医療機関への支援)

#### その他

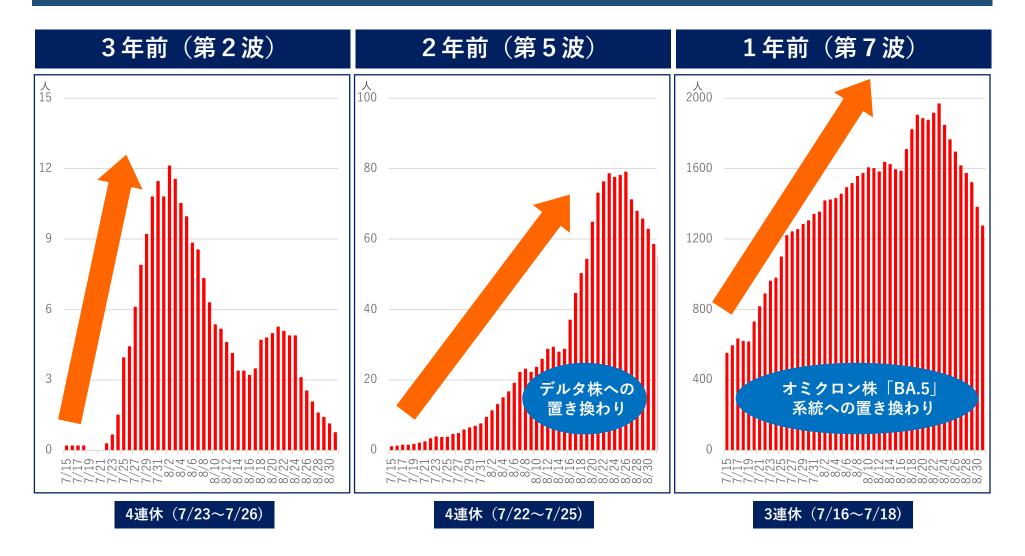
<u>○ワクチン接種</u>

高齢者等の重症化リスクの高い者(努力義務)への接種勧奨

○夏休み前の注意喚起(7月中旬~8月中旬)

ラジオCM、SNS広告、新聞広告等による広報

### 過去3年間の人口10万人当たりの感染者数の推移(7~8月)



## 過去3年間とも 夏場に感染が急拡大!

## 感染リスクに応じた対策の実践を!

#### その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施

~不織布マスクの着用は、感染防止対策として引き続き有効です~

**熱中症に気をつけながら**、周囲の混雑状況など、 その場の**感染リスクに応じてマスク着脱の判断**をお願いします。 また、重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、

受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時と、

通勤ラッシュ時など**混雑した電車・バスに乗車する時**には、**マスクを着用しましょう**。



特に不特定多数の人がいるところでは、

**換気**や**人との間隔を空ける**ことが、感染防止対策として有効です。



#### 手洗いは日常の生活習慣に

食事前、トイレの後、家に帰った時などには、 **まず手を洗う**よう心がけましょう。(適切な手指消毒薬の使用も可)



#### 発熱などの体調不良時への備え

事前に**コロナ抗原検査キットや解熱剤などの常備薬を準備**しておくと安心です。



5類移行後の感染対策は、個人や事業者の自主的な判断に委ねられています

## 発熱などの症状が出たら・・・

●受診する際の注意点

かかりつけ医やお近くの医療機関に事前に連絡し、 不織布マスクを着用するなどの、感染防止対策を徹底した上で受診してください。

※なお、症状が軽いなど、医療機関を受診する必要が無い場合には、国が承認した抗原検査キット等を活用してください



受診する医療機関に迷う場合や、新型コロナ療養中に体調が急変した際には・・・

宮崎県新型コロナウイルス感染症相談窓口 **②**0985-78-5670 (24時間対応)

●新型コロナに感染された方

〇<sub>日目</sub> (発症日※1)

1...

**2**<sub>BB</sub>

**3**<sub>HB</sub>

4

**5E** 

**6**<sub>□□</sub>

7

8

9

10

発症後<u>5日</u>を経過し、かつ、 症状軽快から<u>24時間</u>経過するまでの間は、 <u>外出を控えることを推奨</u> (※2) <u>10日間</u>が経過するまでは、 <u>マスク着用</u>ゃ <u>重症化リスクの高い方との接触を控える</u> ことを推奨

- (※1) 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。
- (※2) やむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

5類移行後は、一般に保健所から新型コロナ患者の「**濃厚接触者」として特定されることはありません**。 また、「**濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません**。



## 令和5年度も「自己負担なし」で 新型コロナワクチンを接種できます

時期によって接種対象者が異なりますのでご注意ください。

#### 5月8日から8月までの対象者

初回接種(1・2回目接種)を終了した以下の方

- ・高齢者(65歳以上)
- ・基礎疾患を有する方 (5歳~64歳)
- ・医療従事者・介護従事者等



※初回接種(1・2回目接種)を終了した5歳~11歳で、 オミクロン株対応ワクチン未接種の方は、8月までは接種可能です。

#### 9月以降の対象者

初回接種(1・2回目接種)を終了した5歳以上の全ての方

- ※前回接種から3か月以上経過していることが必要です。
- ※初回接種は令和5年度も引き続き実施されます。